

この案内は全生徒の保護者の方へ送付しています

該当しない世帯は書類提出不要です

西原第 1 0 3 8 号

令和 6 年 7 月 3 日

保護者の皆様へ

沖縄県立西原高等学校長
(公印省略)

令和 6 年度奨学のための給付金の支給に関する手続きについて

平成 26 年度の入学者から、生活保護受給世帯及び県・市町村民税所得割額非課税世帯を対象に、授業料以外の教育費負担の軽減を図ることを目的に奨学のための給付金が支給されています。

当該制度は、**返還不要の給付金**で、卒業後に返還が必要な奨学金や授業料と相殺される就学支援金とは別制度です。

給付を受けるためには申請が必要ですので、別紙支給対象に該当する保護者等は、下記のとおり申請をお願いいたします。

なお、保護者等の委任がある場合には、県が給付金を代理受領し、保護者等が授業料以外に負担する教育費（学校取扱金等）に充てることが可能です。詳細は下記担当へお問い合わせください。

記

1. 給付対象者 : (1)生活保護（生業扶助）受給世帯
(2)県・市町村民税所得割非課税（0 円）世帯
(3)家計急変により(1)(2)に相当する世帯
※裏面の 5. 留意事項 (3)家計急変について をご確認ください
2. 提出書類 : 上記(1)～(3)の給付対象に該当すると思われる方は
西原高校事務室にて様式等を配布しますので
令和 6 年 7 月 1 2 日（金）までにお受け取りください。
3. 提出期限 : **令和 6 年 7 月 1 9 日（金）**
4. 提出先 : 西原高校事務室

裏面へ続く

5. 留意事項

- (1) 正当な理由がなく提出期限までに申請しないときは、給付金を受けられなくなります。
- (2) 生活保護の受給状況や扶養者の状況は7月1日現在を基準とします。
(家計急変世帯への支援については除く)
- (3) 家計急変について

①失職、廃業等の家計急変により収入が激減し、住民税所得割非課税相当世帯となった場合、該当となります。

※災害などに起因しない離職（定年退職など）は、家計急変の対象となりません。

②収入基準目安

世帯構成	年収見込額
3人世帯	2,214,286円未満
4人世帯	2,714,286円未満
5人世帯	3,214,286円未満

※年収見込額は親権者（保護者等）の収入の合算になります。

親権者が父母2名の場合は、離職等が一方だけであっても、
2名の収入を合わせた額が上記にあたる時に該当となります。

③生活保護の生業扶助の受給者は給付金の家計急変の対象となりません。

＜問い合わせ先＞ 西原高等学校 事務室
担当者 照屋・新垣 TEL：098-945-5418